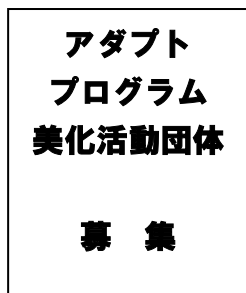


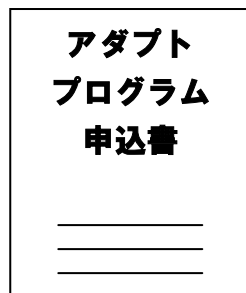
アダプトプログラム手続きの流れ

①



市は、公共施設の美化活動を行っていただける概ね5人以上の市民活動団体を募集する。

②



応募される団体は、申込書に必要事項を記入し、市に申し込む。

③



市は、申し込みの内容が適正であるかどうか審査する。

④



適正であると認めた場合は、美化活動団体と活動区域等を決定し協定を締結する。

⑤



市は、美化活動団体に清掃用具の貸与、賠償保険の加入などを支援する。

⑥



市は、美化活動団体に認定証を交付する。

⑦



美化活動団体は、公共施設の清掃及び緑化を実施する。

⑧



市は、美化活動団体より集積されたごみを処理する。

⑨



市は、美化活動地域に活動団体名が表示されたアダプトサインを設置する。